

被扶養者の国内居住要件等について

地方公務員等共済組合法が一部改正され、被扶養者の要件に、国内居住要件が追加されました。
(令和2年4月1日施行)

1 国内居住要件を満たす者とは

- ・原則、居住地及び住民票が日本国内である者
- ・居住地が海外であったとしても、下記3（2）の確認書類により、一時的な海外渡航と認められる者で、かつ渡航目的が就労でない者（国内居住要件の例外に該当する者）

2 国内居住要件を満たさない者とは

- ・活動拠点が海外で、当分の間日本で生活する予定がない者
- ・渡航目的が就労又は現地で就労している者（※）

※「就労」の具体例

- ・事務所等と契約し、活動を行っている者（アーティスト等）
- ・会社や団体に所属している者（劇団員等）
- ・個人事業主
- ・海外で就職活動中 など

3 国内居住要件の確認書類について

被扶養者認定時等における国内居住要件を確認するための書類については、次のとおりです。

(1) 住民票

普通認定（扶養手当受給又は申請中）の場合は、省略可とします。

特別認定（扶養手当対象外）の場合は、必要です。

(2) 海外への渡航理由が一時的なものであることを確認する書類

住民票上の住所が国内、海外に関わらず、海外に在住している場合は、国内居住要件の例外事由に該当するか確認する必要があるため、次のものがが必要です。（外国に赴任する組合員に同行する者は除く。）

外国語で作成されている書類は、翻訳文に翻訳者の氏名を記入し添付してください。

例外該当事由	確認書類
ア 外国において留学をする学生	①ビザの写し ②学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
イ 外国に赴任する組合員に同行する者	不要
ウ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	①ビザの写し ②渡航目的の確認できる書類の写し
エ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、イと同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
オ アからエまでに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	支部へ照会

4 国内居住要件を欠いたことによる被扶養者取消の手続きについて

(1) 施行日（令和2年4月1日）までの取り扱い

令和2年2月に、海外在住の被扶養者を対象とした「国内居住要件の検認」を実施しました。

「国内居住要件の検認」で国内居住要件を欠いていることが判明した場合は、施行日で被扶養者取消となります。

所属所を通じて、当支部に被扶養者取消の届出をしてください。

なお、経過措置で、施行日前に、被扶養者取消申告ができることとされています。

(2) 施行日（令和2年4月1日）以降の取り扱い

施行日（令和2年4月1日）以降に、被扶養者が海外へ渡航する場合は、国内居住要件（上記1）を満たしているか確認してください。

国内居住要件を欠いた場合は、渡航日で取消となりますので、「被扶養者取消申告書」、「被扶養者証」、「渡航日の確認できる書類」を提出してください。

5 留意事項

今般の法改正により、被扶養者の要件に国内居住要件が追加されましたが、身分関係や生計維持関係、所得限度額等の要件は従来通りです。

被扶養者の要件を欠いた場合は、直ちに所属所を通じて、被扶養者取消の届出をしてください。